



# 消防トピックス



## あなたのお家にもう付いていますか？ 住宅用火災警報器！！！！

近年、就寝中の火災による死者が増加しています。そのため、住宅用火災警報器等の設置が法律などで義務付けられました。五條市では、設置猶予期間が平成21年5月31日までと定められています。あなたのおうちにも住宅用火災警報器等を設置しましょう！！！！

**住宅用火災警報器とは**・・・熱や煙を感知し、火災を知らせる機器です。  
電源は電池タイプと家庭用電源タイプがあります。  
寝室、階段には煙式を設置してください。

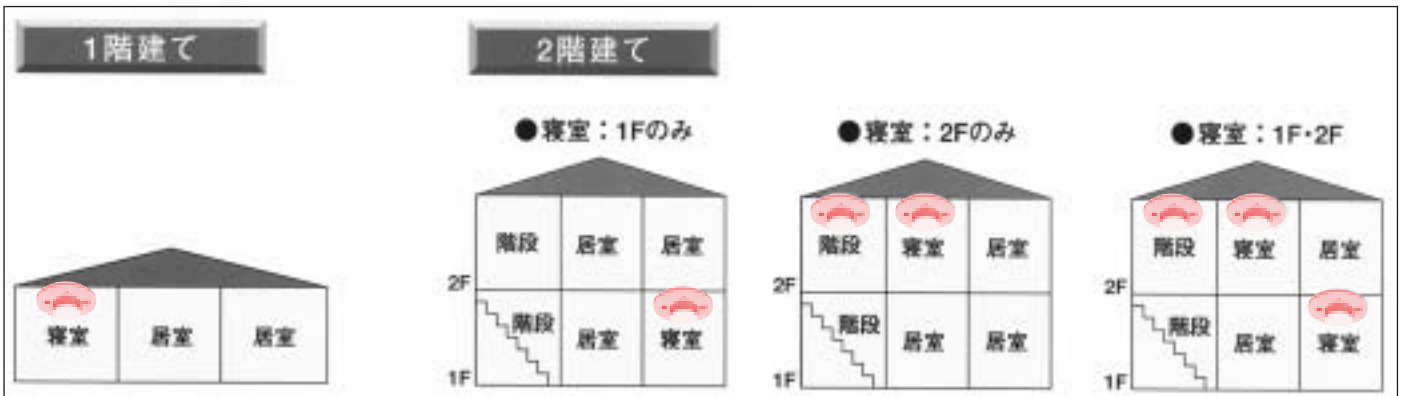
壁取り付け式



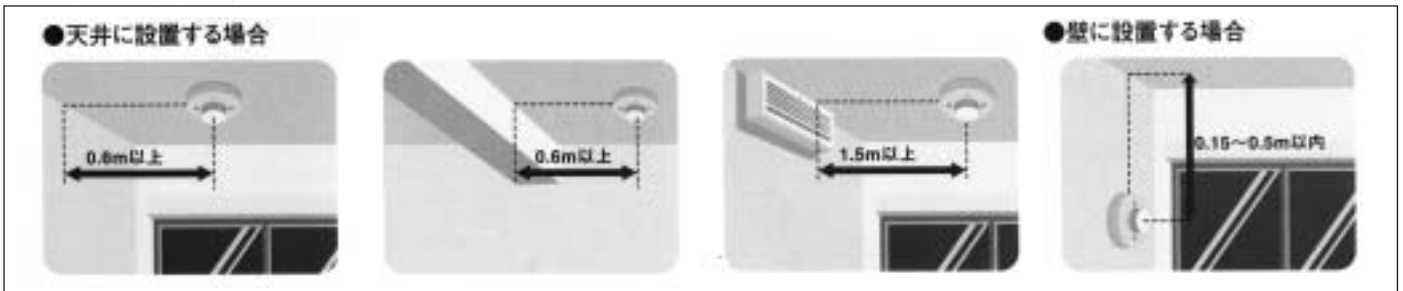
天井取り付け式



### 設置する場所



### 設置の具体例



## 注意してください！

消防職員のような服装、言動で高価に消火器などを販売する悪質業者がいます。市・消防職員・消防団員が、消火器や住宅用火災警報器等を訪問販売することはありませんので、このような業者には十分注意してください！

住宅用火災警報器を購入するときは、『鑑定』マークのついているものを選びましょう！  
住宅用火災警報器設置参考用ビデオも貸し出しを行っていますので、住宅用火災警報器等に関するお問い合わせは、五條市消防本部予防課（☎22・3310）まで

